

I. 事実の概要

- 5 Xは、午後10時50分頃、業務として自己所有の普通貨物自動車(軽トラック)を運転していたが、道路標識により最高速度が30km/hに制限されていたにもかかわらず、これを大幅に上回る時速65kmで走行していた。その際、Xはブレーキやハンドルを適切に操作すべき注意義務を怠り、漫然と運転を続けていた。
- その後、Xは対向車線を走行してくる車両を発見し、これに狼狽してハンドル操作を誤った。
- 10 その結果、自車の制御を失って蛇行・暴走し、最終的に道路左側に設置されていた信号柱に、自車左後部荷台部分を衝突させた。
- この衝突により、助手席に同乗していたAは全治2週間の傷害を負った。また、後部荷台に乗っていたBおよびCは、衝突の衝撃で荷台から道路上に転落し、いずれも死亡した。
- なお、BおよびCは、Xが軽トラックに乗り込む以前から荷台に忍び込んでいたものであり、
- 15 当該荷台にはホロ等の覆いはなく、積載されていた貨物はむき出しの状態であった。
- Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成元年3月14日第二小法廷決定

II. 問題の所在

- 20 本件自動車事故について、XはAの傷害結果のみならずBおよびCの致死結果についても責任を負うか。過失犯の構造および過失の本質たる予見可能性の程度が問題となる。
- また、過失犯の場合でも錯誤が観念できるか。この場合にいかなる理論構成で故意を認めるかが問題となる。

25 III. 学説の状況

1. 過失犯の構造

α説(旧過失論)

予見可能性が過失犯の責任を基礎づけるとする見解である。結果は予見可能であったのに、精神を緊張させずに予見しなかったことが、行為者に対する責任非難を基礎づける¹とする。

¹ 西田典之(橋爪隆 補訂)『刑法総論[第3版]』(弘文堂,2019)272頁。

β説（修正旧過失論）

過失を単に責任要素とのみ解するのではなく、結果発生の「実質的で許されざる危険」を有する行為を構成要件該当性の段階での問題と位置づけ、結果の予見可能性は過失行為の有する危険性と解する見解である²。

5

γ説（新過失論）

違法論において結果回避義務違反を内容とする客観的過失を問題とする³説。客観的注意義務に違反した行為が過失行為であり、客観的注意義務を遵守した行為であれば、法益を侵害した場合であっても、過失犯の構成要件に該当しないという帰結⁴を導く。

10

2. 予見可能性の程度

α説（具体的予見可能性説）

特定の構成要件的结果の発生およびその「結果の発生に至る因果関係の基本的部分」についての予見可能性が必要であるとする見解⁵である。

15

イ説（危惧感説[新新過失論]）

予見可能性の内容を抽象的な危惧感・不安感と解する見解である。過失犯の場合は、構成要件的结果それ自体は、行為を方向づける行為規範を形成するものではないことから、構成要件的结果に対してはその具体的予見可能性は必要ではなく、一般人の危惧感で足りると考えることができる⁶。

20

3. 予見可能性の対象

A説（具体的[法定]符号説）

生じた結果に対する故意を認めるために、行為者が狙っていた「その客体」への結果発生を認識していたことを要する⁷とする見解。

25

² 平野龍一『刑法総論Ⅰ』（有斐閣,1996）192頁。

³ 高橋則夫『刑法総論[第5版]』（成文堂,2022）229頁。

⁴ 高橋・前掲230頁。

⁵ 最判平成12・12・20刑集63巻11号2641頁。

⁶ 高橋・前掲233頁。

⁷ 松宮孝明『刑法総論論議[第5版補訂版]』（成文堂,2018）192頁参照。

B説 ([抽象的]法定符合説)

行為者の認識した事実と現に発生した事実とが法定的(構成要件的)に一致する限り、客体の錯誤であると方法の錯誤であるとを問わず、常に故意を阻却しない⁸、と解する説である。

5 C説 (過失犯独自の観点から検討する立場)

予見可能性は「結果回避義務を課す前提」として位置づけられる⁹。

過失犯の成立に構成要件結果の予見は必要だが、それ以上の具体的な内容の予見が不可能でも過失責任は問いうる¹⁰とする立場である。

10 IV. 裁判例

1. 過失犯の構造および予見可能性の程度

徳島地裁昭和48年11月28日判例時報721号7頁

[事実の概要]

- 昭和30年8月ごろから関西一帯の地方で多数の乳児がヒ素中毒を起こし、死傷者が続出することになったが、その原因は森永乳業徳島工場で製造・販売した粉乳のなかに多量のヒ素が含まれていたためであった。同工場では、かねて粉乳の溶解度を高めるため、安定剤として第二りん酸ソーダを添加する方法を開発・実用することになっていたが、これを地元の薬種商「協和」を通じて納入させていた。協和では、当初「米山化学工業」製の正常なものを納めていたが、昭和30年4月から7月にかけて「松野製薬」がアルミナ製造の際にできた産業廃棄物を脱色・再結晶させたものを第二りん酸ソーダと称し、実は多量のヒ素を含む薬剤を納入して本件事故を生ぜしめることになったというものである。

[判旨]

- 本判決はまず、結果予見可能性と結果回避義務との関係について、「結果の発生を回避するために適切な行動をとるためには、結果の発生が予見できなければならないが、この予見可能性を予見義務にまで高めて結果回避義務と併存させる必要はなく、結果回避義務の前提として結果の予見可能性を考えるべきである。」とし、ついで、この予見可能性は、「結果防止に向けられたなんらかの負担を課するのが合理的であるということを裏付ける程度のものであればよく、この場合の予見可能性は具体的な因果関係を見とおすことの可能性である必要はなく、

⁸ 高橋・前掲196頁。

⁹ 内田浩「判批」別冊ジュリ250号『刑法判例百選Ⅰ総論[第8版]』(有斐閣,2020)107頁参照。

¹⁰ 前田雅英『刑法総論講義[第8版]』(東京大学出版会,2024)238頁。

何事かは特定できないがある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかないという程度の危惧感であれば足りる。」とする。

[引用の趣旨]

5 本判決は、過失を構成要件的行為としてとらえ、「適切な行動」という基準を設定している点、過失の認定において結果回避義務および結果予見可能性を問題としている点において、過失を結果回避義務違反と解するY説を前提としている。

また、結果予見可能性について「具体的な因果関係を見とおすことの可能性である必要はなく、何事かは特定できないがある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかないという程度の危惧感であれば足りる」としており、一般人の危惧感をもって予見可能性を肯定する
10 イ説を採用したと読み取れる。

いずれも、検察側が採用するY説およびイ説に親和的であるため引用した。

V. 学説の検討

1. 過失犯の構造

15 α説（旧過失論）

本説によると、過失の内容を結果の発生を予見するよう精神を緊張させることを怠るという予見義務違反に求める。もっとも、結果それ自体は行為規範性を有しないことから、この見解からはいかなる行為が過失犯を成立させるか不明であるのみならず、結果が発生すればそれを予見できかつ予見すべきであるとの結論に至りやすく、結果責任的にならざるを得ない¹¹。

20 よって、検察側は同説を採用しない。

β説（修正旧過失論）

同説のいう、結果発生の実質的危険は、過失犯の実行行為性の判断と同じであり、その意味で、結果回避義務違反を内容とする新過失論と同じ土俵に立ち、ただ、実行行為性の判断基準
25 が異なるにすぎない¹²。

また同説によれば、行為当時の客観的事情を前提として危険性が判断されることになる¹³。しかし、事後的な行為評価に帰結することになり、行為者に不可能を強いることとなる結果、過失犯の処罰範囲を拡大するおそれを生じさせるものであるから、妥当ではない。

¹¹ 高橋・前掲228-229頁参照。

¹² 高橋・前掲231頁。

¹³ 橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』（有斐閣、2021）205頁参照。

よって、検察側は同説を採用しない。

Y説（新過失論）

5 過失にとって本質的なことは結果の無価値でなく社会生活上必要な注意を払ったという行為の無価値にある¹⁴といえる。よって、過失の本質を結果の面からというよりも、まず行為の面から把握する¹⁵べきである。

また、過失を行為として把握することから、責任の問題として論ずる以前に、まず違法行為として違法性の場面で取り上げるべきである。もっとも、不可抗力による結果のように法律上要求させる注意を払ってもなお結果が避けられないような場合、そもそも構成要件に該当する
10 行為があったとはいえない。したがって、過失は違法要素であるとともに構成要件要素であるとする帰結が得られる¹⁶。

よって、検察側は同説を採用する。

2. 予見可能性の程度

15 A説（具体的予見可能性説）

同説は過失犯を故意犯とパラレルに考えた場合の帰結であるが、過失犯と故意犯とは本質を異にするため、このパラレル性を維持できない¹⁷。

また、同説によれば、技術の進展に伴う、未知の危険に対しては、具体的な予見可能性を抱くことが出来ないため、たとえ被害発生を無視できない程の危惧感・不安感を伴う場合であつ
20 ても、過失犯として処罰することは出来ないという結論が導かれるが、この結論は妥当ではない。

よって検察側は同説を採用しない。

イ説（危惧感説）

25 確かに、結果発生「一抹の不安」は現代社会のあらゆる場面で認められ得る以上、同説では悪しき責任主義に陥りかねないようにも思われる。しかし、予見可能性としてどの程度の具体性が必要とされるのかは、事案ごとになされる規範的な判断である。たとえば、結果発生に

¹⁴ 大谷・前掲184頁。

¹⁵ 大谷・前掲184頁参照。

¹⁶ 大谷・前掲183頁参照。

¹⁷ 高橋・前掲233頁参照。

至る具体的経過を、科学的に正確に予見しえない場合であっても、なお過失責任を問いうる場合は考えうる¹⁸。

また、構成要件的結果は過失犯における行為規範を基礎づけないことから、結果の具体的予見可能性がなくとも過失犯の行為規範違反を肯定できる場合が考えられる危惧感説の基本的考

5 え方は十分に理由のあるものと評価できる¹⁹。

よって検察側は同説を採用する。

3. 予見可能性の対象

A説 (具体的[法定]符合説)

10 同説によれば現に侵害が生じた客体に侵害が生じることの予見可能性が要求されることになる²⁰。

しかし故意犯との比較を考えてみても、判例は、規範は構成要件の形で与えられているため、「およそ[人]を殺そうとして[人]を殺した以上」、規範の問題には直面しているため、責任避難は可能であるとする法定符合説を採用しているのであり、狙った客体に結果が生じなかつ

15 た以上故意犯の成立を認めないというのは均衡が取れない。

さらに、概括的故意が広く認められるとすれば、例えば業務上過失致死罪の成立にとって、およそ人が死ぬとの予見が可能であれば足りるとされるのは自然である²¹。

よって、具体的な客体の認識が無かった場合に直ちに過失犯の成立すら認められないというのは結論として妥当性を欠く。

20 よって検察側は同説を採用しない。

B説 ([抽象的]法定符合説)

この説をとると、過失犯について「およそ人が死ぬ」という予見可能性があれば、過失行為と因果関係のあるすべての結果について責任を問えることになるが、これは責任主義に反する²²

25 といえる。

よって、検察側は同説を採用しない。

¹⁸ 星周一郎「判批」判例ジュリ250号『刑法判例百選Ⅰ総論[第8版]』（有斐閣,2020）105頁参照。

¹⁹ 高橋・前掲230-231頁。

²⁰ 山口厚『刑法総論[第4版]』（有斐閣,2025）253頁。

²¹ 前田・前掲238頁。

²² 西田・前掲282頁参照。

C説(過失犯独自の観点から検討する見解)

過失犯を認めるために認識・予見可能でなければならない構成要件該当事実は、構成要件要素のレベルで抽象的にとらえられる、つまり、構成要件に当たる実際に生じた事実が予見可能でなくとも、構成要件に当たる他の事実が予見可能であれば足りることになるが、客体な

5 いし法益主体については、見解が分かれることになる²³として、故意錯誤論ないし故意との類比を用いることにより、これを解決する方法が存在する。

しかしながら、例えば、客観的にBの「殺人」が実現し、行為者はAの殺害という「殺人」の認識をしていたとしても、「殺人」という構成要件において客観と主観とが符合するから故意犯の成立が肯定される。「Aに対する犯罪事実」と「Bに対する犯罪事実」との具体的な区別が

10 捨象され、故意は「殺人」の認識のレベルに抽象化される²⁴。

この考え方は過失犯においても妥当する。

すなわち、客体ないし法益主体についても抽象化されることから、故意錯誤論ないし故意との類比ではなく、構成要件・違法性の段階で区別される²⁵といえる。

よって、検察側は同説を採用する。

15

VI. 本問の検討

第1 Aの傷害結果について

1. Xがブレーキやハンドルを適切に操作する義務を怠って漫然と運転し、ハンドル操作を誤って自車を信号柱に衝突させ、Aに傷害を負わせた行為に過失運転致傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文)が成立しないか。

20

(1)「自動車の運転上必要な注意を怠り」といえるためにはXに構成要件的過失(刑法38条1項ただし書)が認められることが必要である。

ア この点、過失犯の構造につき、検察側はY説を採用する。すなわち、過失犯の本質を結果回避義務違反に置く見解である。

25

また、予見可能性の程度についてイ説を採用する。これは、予見可能性の内容を抽象的な危惧感・不安感で足りると解する見解である。

そこで、過失とは結果予見可能性及び結果回避可能性に基づく結果回避義務違反をいうと解するべきである。

²³ 山口・前掲252頁。

²⁴ 高橋・前掲213頁。

²⁵ 内田・前掲107頁参照。

イ 本件において、深夜で見通しが悪いことが想定される道路上にて、道路標識を時速35キロ上回る速度で運転し、さらにハンドル・ブレーキを適切に操作せず漫然と運転すれば、ハンドル操作を誤って衝突事故を惹起し、行為者を含む一般人から見て、同乗者に傷害を負わせる危惧感・不安感を抱くものである。よって、結果予見可能性が認められる。

5 ウ 法定速度で走行し、自動車運転上必要なハンドル・ブレーキ操作を注意を払いながら行なっていれば、対向車の出現にも事前に適切に対処し、本件のような衝突事故を回避することが可能であった。よって結果回避可能性が認められる。

エ 法定速度内で運転し、自動車運転上必要なハンドル・ブレーキ操作を、注意を払いながら行う、という運転上の義務を怠り、上記態様で漫然と運転を続ける行為に、結果回避義務違反が認められる。

10

オ よって、Xに過失が認められ、「自動車の運転上必要な注意を怠」ったといえるため、実行行為性が肯定できる。

(2) Aは全治2週間の傷害結果を負っている。

(3) 因果関係は条件関係を前提とし、客観的に判断して実行行為の有する危険が現実化したかで判断する。

15

運転手たるXがハンドル操作を誤り衝突事故を起こさなければAの傷害結果は生じなかったものであり、また上記結果回避義務を怠って漫然と運転を行う行為自体、事故を惹起し同乗者を死傷させる危険を有する。

よって実行行為の有する危険が現実化したといえる。

20 (4) よって、Xの上記行為に過失運転致死罪が成立する。

第2 B及びCの死亡結果について

1. Xがブレーキやハンドルを適切に操作する義務を怠って漫然と運転し、ハンドル操作を誤って自車を信号柱に衝突させ、B及びCを死亡させた行為に過失運転致死罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文)が成立しないか。

25 (1) 「自動車の運転上必要な注意を怠り」といえるためにはXに構成要件的過失(刑法38条1項ただし書)が認められることが必要である。

ア この点、過失犯の構造につき、検察側はY説を採用する。また、予見可能性の程度についてイ説、予見可能性の対象についてC説を採用する。過失とは、結果予見可能性及び結果回避可能性に基づく結果回避義務違反をいう。

イ 前述のように、Xの運転は衝突事故を惹起しうる危険なものであり、同乗者に対する傷害、ひいては死亡結果を招く危惧感・不安感を抱くものであった。また、XはB及びCが自車の後部荷台に乗っていることを知らなかったとしても、同乗者たるAや他の車両の運転手、歩行者等の「人」に対して死傷結果を負わせることについての抽象的な認識は可能であった。そのため、結果予見可能性が認められる。結果回避可能性、結果回避義務違反についてもAの場合と同様に認められる。そのため、Xの本件行為に過失が認められ、「自動車の運転上必要な注意を怠」ったといえる。

(2) 結果として、B及びCは死亡している。

(3) 因果関係の判断基準は前述のとおりである。B及びCはいずれも本件行為による衝突の衝撃で道路上に転落したことにより死亡しており、本件行為に内在する危険が結果へと現実化したと言え、因果関係が認められる。

2. よって、Xの上記行為に過失運転致死罪が成立する。

VII. 結論

XにはAに対する過失運転致傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文)、B及びCに対する過失運転致死罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文)が成立し、これらは「1個の行為」によって生じたといえるため、観念的競合(刑法54条1項前段)となる。

以上